

光回線勧誘電話への対応

「電話会社から、料金が安くなる・インターネットの接続工事が無料・パソコンを無料で提供」などの勧誘電話があり、興味がないので断ったのだが、何度も電話がかかってくる」という相談が多く寄せられています。

相手は電話会社から委託を受け光回線契約の勧誘を請け負う代理店ですが、〇〇電話会社のご利用をいただいているお客様に特別のご案内をしています」といった勧誘を受けるので、「〇〇電話からの勧誘だ」という誤解が生じています。相手の事業者名はよく確認しましょう。

必要ないといったん断った場合でも、別の代理店が勧誘電話をかけてくる場合があります。まったく興味がないのであれば電話会社の相談専用窓口へ連絡して、勧誘の停止を依頼してください。

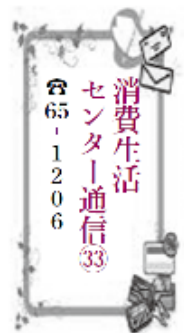
また無料で提供されるパソコンですが、中古品であることも多く、性能もわかりません。知識のある人であれば、どんなソフトがついているの？調子が悪い時の保証はあるの？メーカー機種を選べるの？などの質問ができるでしょうが、判断に自身のない人はその場ですぐ返事をしないで、よく検討しましょう。

「契約は慎重に！」

電気通信事業者は、電話勧誘や訪問販売であってもクーリングオフ制度（8日間以内であれば無条件で解約ができる）の適用がないため、いったん契約が成立した後に解約手続きを取る場合には、工事代金や違約金を請求されるケースがあります。

契約する際は慎重に！自分に必要な契約だと判断した場合には、きっぱり断りましょう。

消費生活センター ☎ 65-1206
受付時間：平日8時30分～17時



注文していないはずの荷物が届く？

「注文を受けていた健康食品ができたので、送付する」という電話が突然かかると「注文した覚えはない」とはつきり断ったにもかかわらず、「確かに注文を受けている。こちらには録音テープも残っている」などと脅されて困っているといった相談が増加しています。この手口は、消費者が注文していない商品を購入させようと、宅配業者を利用して勝手に荷物を送付してくる「送り付け商法」という悪質商法です。こうした手口を使う事業者がターゲットにしているのは、60歳以上の高齢者です。

購入を承諾していないにもかかわらず、荷物が届いたら「この商品は注文もしていないし、断っているのに勝手に送ってきたので、受け取りません」と宅配業者に告げてください。宅配業者は相手の事業者から荷物の送付と代金の回収を託されただけですから、意思をはっきり告げれば、対応してくれます。

また、本人の在宅中に荷物が

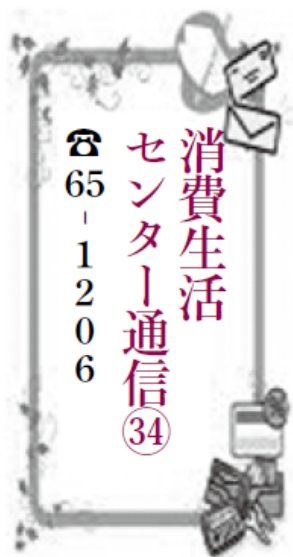
届くとは限らないので、代理で荷物を受け取る可能性のある家族にも受け取りを拒否するように伝えおきましょう。

過去に電話による通信販売などを利用した経験があつて、「以前に商品を注文したけれど、どんな商品だったか覚えていない」といったケースもよくあります。普段から通信販売による「お取り寄せ便」などを利用されている人は、うっかり受け取ってしまうかもしれません。日ごろからどんな商品を「お取り寄せ」しているのかをメモするなどして、家族で情報を共有しておきましょう。

消費者からの申し込みや承諾がない契約については、代金の支払い義務はありません。

誤って商品を受け取ったり、代金を支払ってしまった場合には、すぐに消費生活センターへ連絡してください。また業者名や商品名などの情報もお待ちしております。

消費生活センター ☎ 65-1206
受付時間：平日8時30分～17時

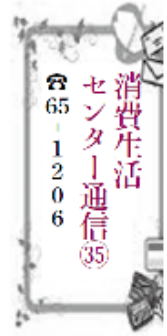


雨の日の部屋干しを快適に

梅雨の季節などに部屋干しをすると、洗濯物の臭いが気になることはありませんか。最近では、花粉症対策などから部屋干しする人も増えており、抗菌作用のある洗剤や柔軟剤なども市販されています。なぜ嫌な臭いが発生するのかというと、乾くまでの時間がかかるため、洗濯で落とすきれなかった汚れが酸化したり、雑菌が繁殖するからです。これらを解決するのは、風通り

をよくして早く乾かすことが一番です。扇風機やエアコンを利用して、洗濯物に風を当てましょう。湿気がこもらないように換気扇を併用するのもおすすめです。浴室で干すときは、壁や床の水気をスクイーズなどを使って取り除きましょう。雑巾で水滴を拭くのもよいでしょう。すすぎの水にクエン酸を入れるのも臭いを抑える効果があります。また、雨に濡れた衣類のお手入れとして帰宅したらずぐに水気を落とし、乾いたきれいなタオルで表面を軽く押さえます。その後ハンガーに掛けて風通しの良い所へつつておきましょう。

消費生活センター ☎65-1253
受付時間…平日8時30分～17時



おうちの薬箱、時々出して整理整頓を

お店でお肉や魚を買うとき、「これいつまで？」と消費期限を確認することはごく自然ですが、おうちの薬は薬箱や冷蔵庫など保管場所に入れたまま、何年も使っていないことはないですか？頻繁に薬を使っているうちはいいのですが、整腸剤、風邪薬、目薬…など、必ずしも定期的な使用ではないので、改めて見ると、しばらく使っていないものや、買ってすぐに2粒服用した錠剤も、気付けば出番なしのまま2年前の日付だった！ということもよくあります。長い間使っていないと、軟膏が乾燥劣化していることもあります。薬にも使用期限というものがあります。一度

開封した薬は、使用期限を過ぎていなくても、空気に触れています。衣替えの時期に合わせて、薬箱も整理してみましよう。

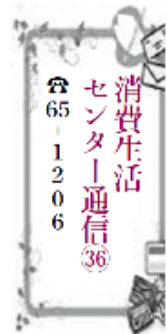
薬の捨て方

・錠剤や軟膏は紙に包んで可燃ごみへ

・目薬やドリンク剤などの液体は、油を捨てるときのように紙にしみこませるなどして直接流し台で流さないようにします。

・殺虫剤によくあるスプレー缶は「ガス抜き」を十分にしてから「缶の口」に捨てましょう。きちんとガス抜きをしていないと、ごみ収集車内や施設内での処理過程で爆発を起すことがあり大変危険です。

消費生活センター ☎65・1206
受付時間：平日8時30分～17時



市販のミネラルウォーターと水道水

ペットボトルの水は賞味期限は2年程度。期限を過ぎると、腐らない水も、徐々に味や風味が劣化し始めます。また、開栓すると空気中の雑菌が入るため、室温での長時間放置は避けましょう。冷蔵庫で保存した場合でも1週間以内に飲みきるように。さらに、

注ぎ口に直接口をつけて飲むと細菌が増殖しやすいので、2時間程度で飲みきることをお勧めします。

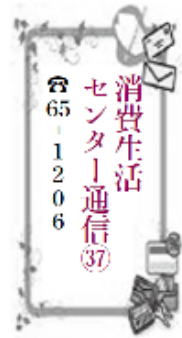
水という物質は、理論上腐りません。しかし、目に見えないレベルの不純物が混ざりあっています。それらの不純物を微生物が分解し始めると、“腐る”という現象が起こります。季節にもよりますが、常温で1日、冷蔵庫で

保存した場合でも1週間程度で飲むようにしましょう。

氷に関しては、細菌が繁殖することがないため、賞味期限を気にする必要がありません。ただし、冷凍庫内のおいが移る、氷自体が小さくなるといった変化が起こります。製氷後1週間をめどに使用すれば、味やおいの面では安心です。

新居浜市の水道水は、水道法に基づいた50項目の厳しい水質基準に全て適合しています。原水は全て清浄で良質な地下水でまかなわれていますが、水道法によって細菌などの繁殖を防ぐため塩素消毒が義務付けられています。塩素臭は水道水のおいしさには不利となりますが、それが水道水の安全を保障する証であるとも言えるのです。

消費生活センター ☎65・1206
受付時間：平日8時30分～17時

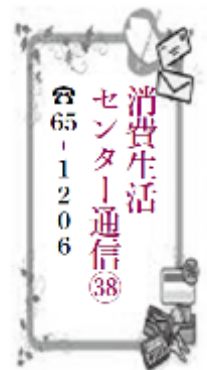


注文していない健康食品を
NO!と断った…その後

今年の市政だより5月号で、注文していない健康食品をあたかも本人が注文したかのように、「商品を送る、代金は3万9800円だ」という電話がかかり覚えがないという。「こちらには証拠の録音がある。裁判する」といって脅し、強引に代金引換で商品を送付してくる送り付け商法についてお知らせしました。前回は、「記憶に自信がない」「こわくて反論ができない」とお困りの人に、次のようなアドバイスをしました。
電話がかかる↓「知りません」といって電話をすぐに切る。
宅配業者が品物を届けに来たら↓「勝手に送り付けてきた業者だから、受け取りを拒否する」と言って断る。

被害者の拡大を受け、宅配業者では、受け取り拒否が多発する健康食品販売業者との契約を解除するなどの対応をしています。しかし、最近では「受け取りを拒否されて損害が出た。損害賠償を請求する。同封の払込書でお金を振り込まないと、法的手段に訴える」という新手の脅しをかけてくるなど、さらに悪質になっていきます。一度お金を払ってしまったと、さまざまに業者から悪質な勧誘が続きます。これらを相手にしないことが自分を守ることになりません。困ったときは消費生活センターや警察へ相談しましょう。また日頃から通信販売を利用することが多い人は、本人不在のときに誤って受け取ることがないように、いつ何處どこに注文したかを家族にもわかるように記録しておきましょう。

消費生活センター ☎65-1206
受付時間：平日8時30分～17時



消費期限と賞味期限との違い、説明できますか？

店頭で販売されている商品には、原則法律で食品表示が義務づけられています。表示を見れば、原産地や原材料や保存方法、食品添加物の有無、遺伝子組み換え食品であるのかなどの情報を知ることができます。消費期限と賞味期限は似ているようでも、大きく意味が違います。

消費期限↓「安全に食べる」とが出来る期限」といいます。この期限を過ぎると、食べない方がよいとされています。弁当や惣菜、サンドイッチなど生ものに表示されているのは、この「消費期限」です。これに対して賞味期限↓「おいしく食べることができ

る期限」です。期限を過ぎてもすぐに食べられないわけではありません。この表示は缶詰やレトルト食品の缶ふたなどに表示されています。

夏から冷蔵庫や冷凍庫へ保存したままになっていたり食品や、買い置きしたまま忘れていた缶詰はありますか？食料が増えるこの季節にちよつと確認してみましょう。また、一度開封した食材は、表示されている期限にかかわらず早めに食べるようにしましょう。未開封でも、小さな虫がこっそり入り込んで、中の乾麺や粉を食べているかもしれないかもしれません。袋などの劣化にも注意しましょう。



消費生活センター ☎65-1206
受付時間：平日8時30分～17時



強引な新聞勧誘「契約書を残す。高額景品になびかない」

「新聞を解約しようとしたら、契約違反だと言われた」「断っても、しつこく勧誘を受けて迷惑している」

訪問販売で新聞の契約をした場合は、契約日、購読期間などが明記された契約書を交わさなければなりません。入院や転居、契約者の死亡などの理由で購読を止めようとして、「解約を拒否された」「契約時にもらった景品代を請求された」という相談が寄せられています。本来、新聞の購読契約では、法律などにより景品の上限金額が定められており、高額な景品を消費者に提供することはルール違反です。また契約期間に定めのある契約は消費者の都合で一方的に解約できるものではありません。解約料を請求される

こともあります。転居の可能性のある人や高齢者は、長期の契約や数年先からの契約を結ぶことは避けましょう。

また、販売員からの勧誘を一度断ったにもかかわらず、再度同じ事業者が購読の勧誘をすることは「再勧誘の禁止（特定商取引法違反）」となります。購読の意思がないのであればきっぱりと「いりません」と断りましょう。

契約書は大切に保管する。商品券などの高額な景品は欲しがらない、もらわない。



消費生活センター ☎65・1206
受付時間：平日8時30分～17時



スマートフォンは、電話機能が付いたパソコンです。

ここ数年の間に、従来から利用していた携帯電話からスマートフォン（以下スマホ）へ利用機種を変更する人が増えています。携帯電話各社も従来型携帯電話の販売を縮小して、スマホの販売に力を入れています。スマホは、電話機能が付いたパソコンと考え

てください。無料通話のアプリがあるから携帯より通話料がお得だ、いろいろなゲームのダウンロードができるからなどの理由で、中高生にも普及しています。子どもがお小遣いで支払可能な金額ではなく、契約に際しても未成年者は保護者の同意が必要です。

若年層は自分が注目された年頃なので、不特定多数の

人とのコミュニケーションをとることに積極的です。バイクや自動車の免許を取って「うれしい、合格！」などと免許証をそのままネット上に画像で貼りつける無防備な若者もいます。ネット上に、個人情報流失してしまうと誰かに悪用される可能性が高くなりますので、個人が特定されるような情報は絶対に掲載しないでください。悪意をもったユーザーに転用されたり、忘れたところに架空請求が...

友達がみんな持っているから！という理由でスマホの利用を始めた未成年に対しては、親が携帯電話会社のフィッシングサービスなどを利用するなどして気を配ってください。子どもの好奇心は際限がありません。親が責任を問われないように、しっかりと管理しましょう。

消費生活センター ☎65・1206
受付時間：平日8時30分～17時



ガス代の節約

※台所編

お湯を沸かすときは鍋底の大きいものを選びます。鍋の水滴を拭いてから火にかけましょう。給湯器のお湯をやかに移してコンロで沸かせば、ガス代と時間の節約になります。一番効率のよい火力は中火です。鍋底からはみ出るほどの強火は無駄になります。お湯を沸かすとき、煮物を作るときは、必ずふたを使いましょ。雪平鍋でも落しぶたの効能でガス代の節約にもなるほか、味の染み込みもよくなります。食器洗いは、水につけおきをしてから洗うと、お湯でなくてもよく落ちます。また、必要以上にお湯を使わなくても、ぬるめです。

煮込み時間はかかりますが、真空保温調理鍋のよう

な、鍋ごと保温する調理道具を使うと、70℃以上の高温をキープします。火から目を離すこともできます。

※入浴編

追いだき機能などを使わず、家族一緒に入る、間をおかずに次々と入浴を済ませることで。また、シャワーのみで済ませるのは、夏場と違い、体を温めるためには相当な量を出しっぱなしで使うことになり。節約するはずが、体を冷やしてしまい風邪をひいた、なんてことにはならないように気を付けましょ。また、入浴後はふたを閉めて、お湯の温度低下を防ぎましょ。



消費生活センター ☎65-1206
受付時間：平日8時30分～17時



この春賃貸住宅へ転居する人へ

契約前▼契約書や重要事項

説明書をよく読み、退去する際の際の原状回復に関する借主の負担について確認しておきましょ。また、家賃のほかにも保険料など、借主負担となる金額が発生することもあります。

入居前▼室内の汚れや損傷について、家主や管理会社と立会確認するとともに写真を撮って記録しましょ。

入居中▼借主の故意過失や管理不十分による破損、汚損には賠償責任が生じます。室内は丁寧を使うようにしましょ。また、修繕が必要になったときは、必ず貸主に相談してからしましょ。

退去時▼家主と部屋の状況の確認や鍵の引き渡しを行うときに「借り主責任となる損傷があるか」「損傷の程度・範囲」

などを記録しておきます。また後日の確認のため、写真を撮っておくといいでしょう。原状回復費用の請求明細が届いたら、入居前の立会時に確認した損傷か借主負担かを確認します。納得ができない場合は、話し合いが必要ですが、それでも折り合いがつかないときは少額訴訟や民事調停などを利用できます。

↳原状回復ガイドライン

子どもの落書き、たばこなどのヤニ・におい、ペットによる傷、台所などの油污、風呂・トイレなどの水垢・カビなどは借主の不注意や手入れ不足と考え、借主負担としています。一方、クロスや畳の変色、フローリングの色落ちなど経年劣化は、貸主が負担すべきであるとしています。

※国土交通省のホームページで見ることができます。

消費生活センター ☎65-1206
受付時間：平日8時30分～17時



「消費生活モニターさん募集」

本市では、平成26年度から2年間、消費者モニターになっただけの人を募集しています。奮ってご応募ください。

年6回の物価調査、月1回のモニター会議、「みんなの消費生活展」への参加（開催は隔年）。月1回のモニター会議では、講師による食の安全や悪質商法の手口などについての講義、市民一斉清掃への参加を行っています。

〈先輩モニターさんの声〉

●物価調査では、商品の価格変動ばかりでなく、調査対象の商品を探することで、外国産の肉が多いことや、いつもあるようで数が少ない時期の野菜のことなど、意識することが増えました。勉強になります。

●給食センター見学では、子どもたちへの栄養面の配慮だけでなく、運搬する配送車のエコガソリンや残菜の肥料化などの取り組みなど、知らなかったことが盛りだくさんでした。

〈応募資格・注意〉

- ①市内在住の18歳以上の人で、国および地方公共団体の職員でない人。
 - ②市内の会場へは現地集合・現地解散となる場合もあります。
 - ③モニター会の開催時間帯は、施設見学以外は主に午後2時間程度。
 - ④年度途中での募集はありません。
 - ⑤募集期間は**3月20日**（木）まで。
- ※定員に満たない場合は、延長します。

消費生活センター ☎65・1206
受付時間：平日8時30分～17時